

防 監 第 5 7 号  
2 0 . 3 . 2 7  
一部改正 防 監 第 1 1 5 号  
2 0 . 7 . 1 4  
一部改正 防 監 第 9 3 号  
2 2 . 6 . 1  
一部改正 防 監 第 1 4 4 号  
2 5 . 8 . 2 6  
一部改正 防 監 第 2 6 号  
2 8 . 1 . 2 9  
一部改正 防 監 第 8 3 号  
2 8 . 3 . 3 0  
一部改正 防 監 第 3 1 号  
3 0 . 2 . 6  
一部改正 防 監 第 2 4 6 号  
令和元年12月10日

大 臣 官 房 長  
各 局 長  
施 設 等 機 関 の 長  
各 幕 僚 長 殿  
情 報 本 部 長  
各 地 方 防 衛 局 長  
防 衛 装 備 庁 長 官

防 衛 監 察 監

防衛監察の実施に関する訓令第12条に規定する防衛監察の実施に  
資する情報の提供について（通知）

標記について、防衛監察の実施に関する訓令（平成19年防衛省訓令第57号。  
以下「訓令」という。）第15条の規定に基づき、下記のとおり定めたので、協  
力されたく通知する。

記

## 1 情報の範囲

訓令第12条に規定する機関等の職員の職務執行における予算執行上の問題  
点、法令違反行為等の防衛監察の実施に資する情報は、公務上及び私行上の法  
令等の違反行為（違反するおそれがあると認められる場合を含む。）のうち防  
衛省の任務遂行又は国政若しくは国民生活（以下「防衛省の任務遂行等」とい

う。)に影響を及ぼすおそれがあると認められる行為に係るものであり、かつ、法令遵守の観点から防衛監察計画の策定に当たって把握しておく必要があるものとし、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防衛省の任務遂行等に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる行為に係る情報
  - ア 秘密保全事故
  - イ 収賄、業務上横領及び調達経理事務に関する違反
  - ウ 個人情報に関する事故
  - エ 武器・火薬類の亡失等事故
  - オ 部内情報（秘密以外）の流出又は漏えい事故
  - カ セクシュアル・ハラスメント
  - キ パワー・ハラスメント
- (2) 防衛省の任務遂行等に影響を及ぼすおそれがあると認められる行為に係る情報
  - ア 試験官等である職員による試験に関する不正行為
  - イ 集団離隊事故
  - ウ 私企業への関与制限等の違反
  - エ 政治的行為の制限等の違反
  - オ 自衛隊員倫理法及び国家公務員倫理法等違反
  - カ 酒酔い及び酒気帯び運転
  - キ 薬物使用等
  - ク 無断海外渡航
- (3) 防衛省本省における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第49号）又は防衛装備庁における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第29号）に基づく公益通報に係る情報（公益通報者に係る情報を除く。）
- (4) 工事等に係る談合情報等対応マニュアルについて（防整施第15572号。27.10.1）又は物品等の入札又は契約に係る談合情報等対応マニュアルについて（装管調第116号。27.10.1）（以下「談合情報等対応マニュアル」と総称する。）に基づく入札談合に関する情報
- (5) その他防衛監察本部が必要と認める事案に係る情報

## 2 情報の通知要領

防衛監察監（総務課企画室長気付）に対する情報の通知は、防衛省本省における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する訓令の実施について（官文第3087号。18.3.29）第7若しくは防衛装備庁における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する訓令の実施について（装官監第3271号。27.12.1）第6又は談合情報等対応マニュアルの規定によるほか、次に掲げるところにより別紙様式にて行うものとする。ただし、当該様式に代えて、

既存の要領等に基づき大臣等に報告を行った書面等によることができる。

なお、通知の時点で明らかでない事項がある場合は、その旨を記述の上、その段階の情報を通知することとし、明らかとなった時点で再度通知するものとする。

また、疑義がある場合は、その都度防衛監察本部に照会するものとする。

(1) 通知事項

ア 事案の件名

イ 事案の発生の日時

ウ 事案の発生の場所

エ 事案に係る者の所属・官職・階級又は級・年齢

オ 事案の概要

カ 事案の発生の原因及び背景

キ その他参考となる事項

(2) 通知時期

原則として、1の(1)、(4)及び(5)に掲げる情報にあつては、速やかに、1の(2)に掲げる情報にあつては、四半期ごとに取りまとめ翌月の末日まで。

添付書類：別紙様式

記入後「個人情報（注意）」

防衛監察の実施に関する訓令第12条に規定する防衛監察の実施に  
資する情報に係る通知書

機関等名：

事案の件名	
事案の発生の 日時	
事案の発生の 場所	
事案に係る 者の所属・ 官職・階級又 は級・年齢	
事案の概要	
事案の発生の 原因及び背景	
その他参考と なる事項	